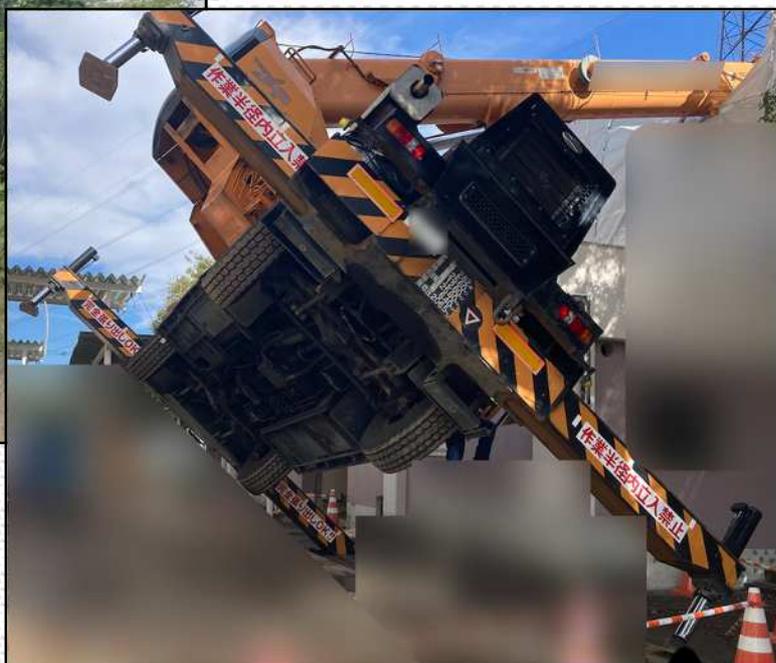


クレーン転倒注意！！

横浜西労働基準監督署



移動式クレーン 転倒事故が多発中！！

横浜西労働基準監督署管内で、令和6年8月から11月にかけて、**移動式クレーン**の転倒事故が**3件連続**して発生しています。

移動式クレーンの転倒事故は**死亡災害**につながるおそれが高く、また、人的被害が軽微であった場合でも**重大な物的損害、社会的影響**を及ぼす可能性があります。同種災害防止のため、**適正な作業計画の策定、転倒防止の徹底**をお願いします。

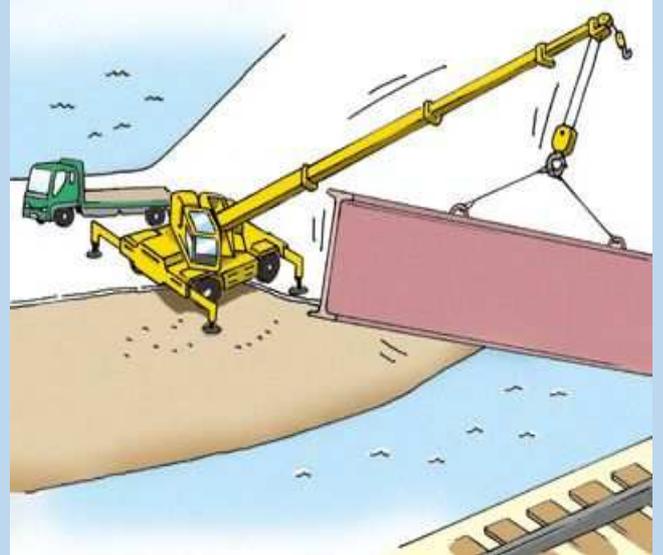
移動式クレーンの設置場所は 原則「水平かつ堅固な面の上」

- ・地盤が軟弱である場所
- ・埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがある場所
- ・法肩の崩壊のおそれがある場所

原則、使用禁止
(クレーン則第70条の3)

ただし

「必要な広さ」及び「強度」を有する鉄板等が敷設された場所の場合は使用可
(クレーン則第70条の4)



出典：職場のあんぜん
サイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=101024)



本当に大丈夫？その地盤



舗装されていても、このような事例があります

- ・不十分な締固めの上に施された簡易舗装の下が空洞化しており沈下
- ・護岸脇のコンクリート舗装下の土砂が河川に流出し沈下
- ・土止め支保工の近くに下ろしたアウトリガーの圧力で舗装下の土砂が土止め支保工側に流出し沈下

地盤の状況を調査の上、地耐力が不足している場合は地盤改良、締固め、必要な強度の敷鉄板の敷設等の措置を講じましょう！



鉄板等を敷設する 場合のポイント

- ・面積は広く！（荷重分散）
- ・厚さは厚く！（強度確保）
- ・位置は中央に！（アウトリガーは中央に設置）

必ずチェック！過負荷防止対策

作業計画策定段階で.....(クレーン則第66条の2)

- ・荷の重量、設置位置、荷の揚げ降ろし位置、地盤の状況を踏まえて十分なつり上げ能力を持つ機種を選定しましょう。
- ・移動式クレーンの設置位置、荷の揚降し位置を図示し、最大作業半径を確認しましょう。

過負荷防止装置がない小型移動式クレーン(製造時期が平成31年3月1日より前のもの)の取扱について(移動式クレーン構造規格第27条)

・平成31年3月1日以降に製造されたつり上げ荷重3t未満の移動式クレーンは「過負荷を防止するための装置」(過荷重時に停止or過荷重前に警報)の設置義務あり。(鍵の管理や指揮者・合図者による監視など、解除した状態で使用されないための対策は必要です)

・平成31年3月1日より前に製造されたつり上げ3t未満の移動式クレーンは荷重計のみ。

荷重計・ジブ傾斜角度計(荷重指示計)を確認しながら作業を行う必要があります。



出典：厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/MobileCrane_Supplementary_JA.pdf
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000774030.pptx>



移動式クレーン事故防止チェックリスト

CHECK!!

1	地盤の調査	事前にクレーン設置位置の地盤の状況の調査をしていますか	
2	作業計画の策定	作業計画は策定していますか	
3	クレーンオペレーターの参画	クレーンオペレーターを作業計画策定に参画させていますか	
4	クレーンの選定	荷の重量、クレーンの設置位置、荷の揚降し位置、地盤の調査結果を踏まえてクレーンを選定していますか	
5	過負荷の防止	クレーンの設置位置及び荷の揚降し位置を図示し、最大作業半径の確認を行っていますか	
6	作業計画の周知	作業計画は、元方事業者が確認の上、関係労働者に周知していますか	
7	地盤の補強	軟弱地盤における敷鉄板の設置など、適切な沈下防止措置を講じていますか	
8	始業前点検	作業開始前に点検を実施していますか。また、ワイヤロープ等の玉掛け用具についても点検していますか	
9	アウトリガーの張り出し	アウトリガーは両方とも最大で張り出していますか、敷鉄板等で補強した場合、鉄板上に設置していますか	
10	立入禁止	関係者以外の作業半径内への立入禁止措置を講じていますか。また、監視人を配置していますか	
11	作業中止	強風、大雨等、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止していますか	